

公益財団法人日本バスケットボール協会
平成27年度 臨時理事会 議事録

日 時：平成27年4月22日(水) 13:00～14:40

場 所：JBAオフィス 8F会議室

出 席：<理事>

梅野哲雄、丸尾充の各副会長、河内敏光、熊谷秀樹、倉石平、小坂悦夫、佐々木三男、鮫島俊秀、品田奥義、庄司義明、西井歳晴、野村俊郎、橋本信雄、原田茂、福井晴次、堀井幹也、森野和泰、吉田長寿、吉田利治の各理事

<監事>

榊原みどり、高原洋太郎の各監事

<特任委員>

小倉恭志、片山正明、坂本昌彦の各特任委員

欠 席：西川和人副会長、星芳樹専務理事、青木隆、岸本和巳、高橋雅弘、林直樹の各理事、内山英司特任委員

議 題

- (1) FIBA／タスクフォースからの提案について
- (2) 臨時評議員会の開催について

1. 定足数の報告

吉田(長)理事より出席者数の報告があり、定款32条に基づき、理事現在数(25名)の過半数の出席数(出席:17名)を満たすため、会議成立が宣せられた。

2. 挨拶

梅野副会長(会長職務代行)より開会の挨拶があった。

3. 議事

議長は梅野副会長(会長職務代行)が務めた。

(1) FIBA／タスクフォースからの提案について (梅野会長職務代行・吉田(長)理事)

FIBAからの資格停止処分解除に向け、FIBA／タスクフォースからの提案を受けて、以下①～⑥の内容が提案され、①～③については次回評議員会に提案することを前提として、原案通り承認された。

①定款の改正案

- ・資料に基づく役員定数、評議員定数を含む定款の改正案
- ・定款第10条に定める評議員定数については、現評議員の残任期間(2016年6月まで)は、47都道府県協会推薦の候補者のみで構成し、2016年6月の定時評議員会の後に全評議員の改選を行う。

②基本規程の改正案

- ・資料に基づく定款の改正内容に応じた改正案
- ・基本規程第55条に定める専門委員会については別紙の案を前提に再編を行うこととし、事務局体制、役割等含めて改めて理事会にて審議する。
- ・基本規程第95条に定める「認定団体」のうち、「株式会社日本プロバスケットボールリーグ(bjリーグ)」については、当該リーグの2015-2016シーズン終了をもって文言を削除する。

③次期役員候補者の選考方法および任期

- ・定款変更に伴い、現行の「役員候補者の選定に関する規程」は廃止する。
- ・次期役員候補者は「JAPAN 2024 TASKFORCE」からの推薦とする。
- ・次期役員の任期は、現役員の残任期間とし、2016年6月の定時評議員会までとする。
- ・2016年6月の役員改選までに新たな役員候補者の選考方法を定める。

④現役員の退任について

- ・現役員の辞任時期は2015年5月13日とする。

⑤各種委員会等について

- ・諸事業に影響のないよう、当面、各部長、委員長(委員会)の職務は継続する。
- ・「緊急対策本部」、「地域強化対策検討委員会」「特別委員会(大会・大会運営組織等の再編検討)」については、特に必要がある場合を除き、当面の活動を見送る。

⑥都道府県協会・連盟の法人化について

- ・意思決定や財政の透明化を図るべく、法人化する。
- ・JBAの規約上、都道府県協会の法人化を義務付ける。(2016年6月までに法人格取得)
- ・2016年6月以降、法人格を有していない都道府県協会の加盟は認めない。
＝法人化していない協会からは評議員を選任しない。
- ・都道府県協会が法人化するための人的負担、費用に関してはJBAの援助も検討する。
- ・評議員選出方法(手続・基準)の透明化を図る。(JBAが一定のルールを設ける。)
- ・連盟については、法人化の前に組織の整理、再編を検討する。

なお、定款、基本規程の改正案については、さらにFIBAからの指摘や第4回タスクフォース会議(4月28日開催)で変更が生じる可能性があるため、また、内閣府からの指導により変更が必要な場合があるため、変更については梅野会長職務代行に一任することが承認された。

また、関連して、タスクフォースにかかる費用については、まだタスクフォース側からの提出がないことと平成26年度にJBAで立替処理をしている概算費用が報告された。

<承認>

(2) 臨時評議員会の開催について (吉田(長)理事)

定款や基本規程の改正を含むFIBA/タスクフォースからの提案についての審議のため、4月29日に臨時評議員会を招集することが提案され、原案通り承認された。

<承認>

以上